

犬猫を10頭以上飼っている方へ



浜松市への届出が必要になりました

● 条例で義務化されました ●

犬猫(生後90日以内のものを除く)を合わせて10頭以上飼っている場合は、市への届出が必要です。

10頭以上になったら、30日以内に下記窓口まで届出をお願いします。

中央区(三方原地区を除く)にお住まいの方

浜松市動物愛護教育センター
浜松市中央区館山寺町199番地
(浜松市動物園有料駐車場第1駐車場内)
☎ 053-487-1616

浜名区、天竜区、中央区(三方原地区のみ)にお住まいの方

浜松市保健所浜北支所
浜松市浜名区貴布祢3000番地
なゆた・浜北3階
☎ 053-585-1398

届出の詳細はこちら

